

令和8年度 岡山県の特別支援教育

1 2 3 4



メタバースを使った
交流学习



交流及び共同学習



作業学習



マッサージ実習

岡山県教育委員会



はじめに

岡山県では、「教育県岡山の復活」に向け、岡山県教育振興基本計画に基づく、「心豊かに、たくましく、未来を拓く」人材の育成の実現を目指して、様々な取組を行っています。その取組の一環として、令和5年3月に第4次岡山県特別支援教育推進プランを策定しました。

本プランにおいては、「連続性のある多様な学びの場の充実」「切れ目のない支援の引継ぎと関係機関との連携強化」「様々な障害種に対応した教職員の専門性の向上」に基づき、学びの場の一層の充実、切れ目のない支援の引継ぎと関係機関との連携に向けた取組を進めるとともに、こうした取組を推進するための土台となるのが、教職員の専門性であることから、専門性の向上と指導体制の一層の充実に向けた取組を進めています。また、「特別支援学校の体制整備」に基づき、特別支援学校の体制整備を一層進めています。

特別支援教育の基本理念である共生社会の実現に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ場で共に学ぶことを可能な限り追求しながら、特別支援教育の一層の充実に取り組んでいます。

第4次岡山県特別支援教育推進プランの体系

I 就学前から高等学校等卒業後の自立と社会参加に向けた特別支援教育の充実

1 連続性のある多様な学びの場の充実

就学前における特別支援教育の充実

小・中学校における特別支援教育の充実

高等学校における特別支援教育の充実

特別支援学校における特別支援教育の充実

交流及び共同学習の充実

ICT活用の充実

2 切れ目のない支援の引継ぎと関係機関との連携強化

個別の教育支援計画等の作成と活用

家庭や地域、福祉、医療等との連携強化

特別支援学校における企業等と連携した早期からのキャリア教育の充実

高等部等卒業後も含めた就労支援

医療的ケアへの対応の充実

病気療養児への対応の充実

障害のある外国人児童生徒等への対応

県民への理解啓発

3 様々な障害種に対応した教職員の専門性の向上

特別支援学校教諭免許状保有率の向上

幼稚園等、小・中学校等及び特別支援学校全体で支援する体制づくりに関する専門性向上

計画的な研修機関等への派遣及び人事交流による人材育成

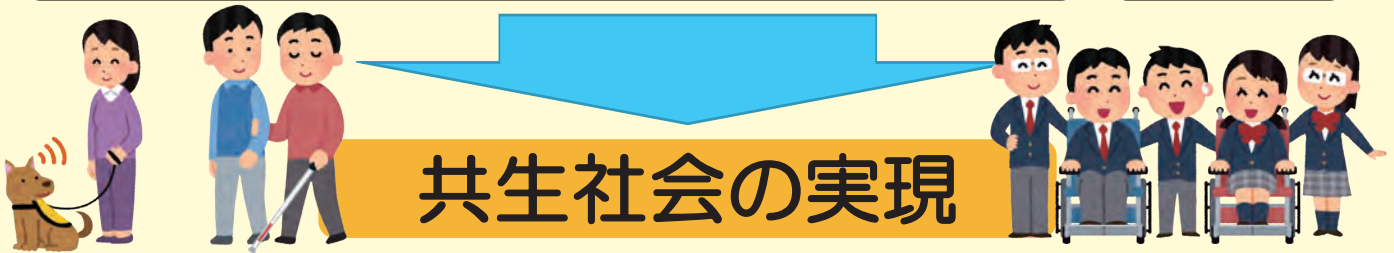
II 特別支援学校の体制整備

再編整備の検討

通学区域の見直し

寄宿舎の在り方の検討

施設・設備等の充実



共生社会の実現

岡山県教育庁特別支援教育課ホームページ
「第4次岡山県特別支援教育推進プラン」PDF ファイル



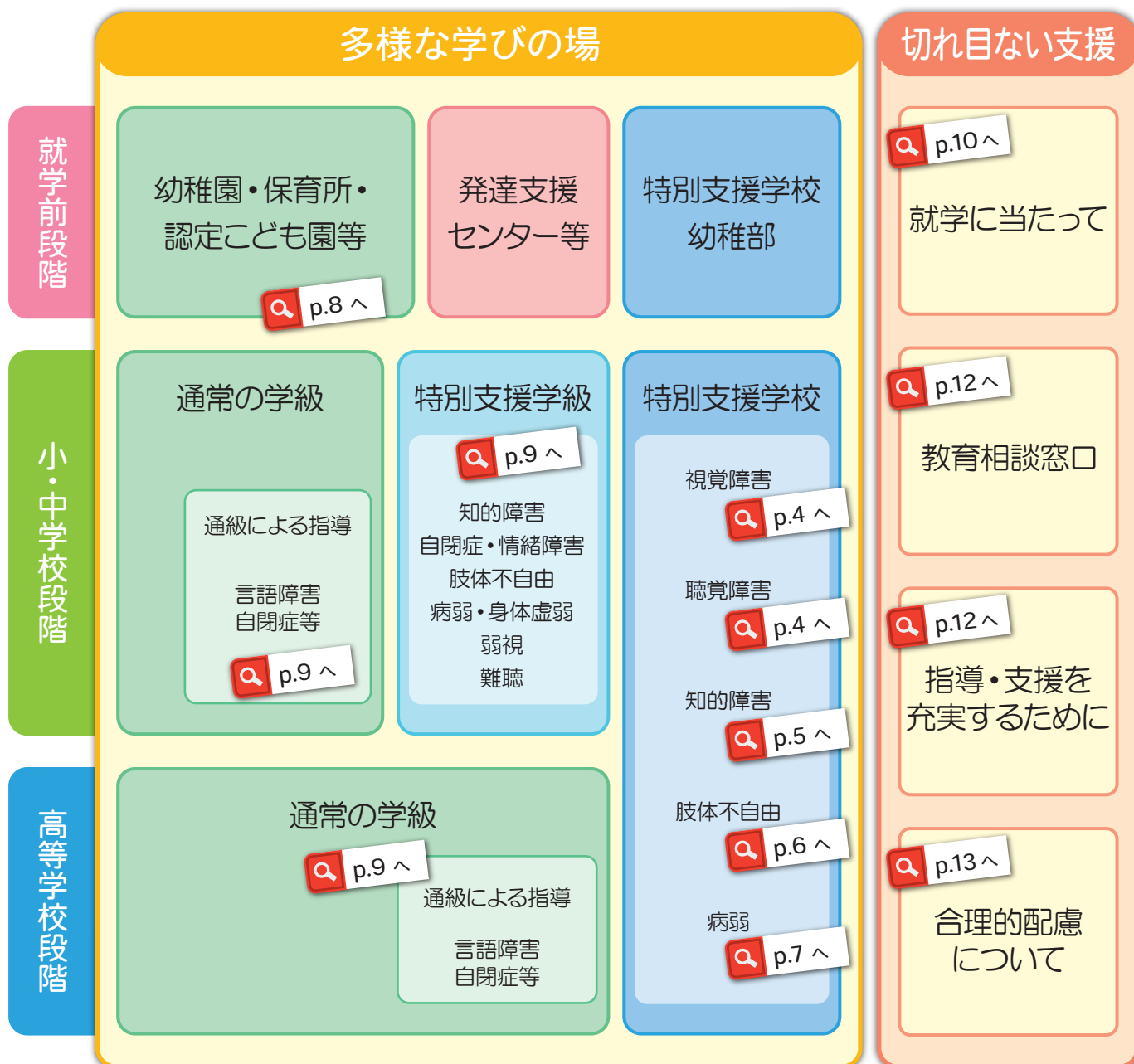
1 共生社会の形成に向けて

インクルーシブ教育システムの構築に向けて

インクルーシブ教育システムとは、共生社会を目指すため、障害のある子どもがその能力等を可能な限り発達させ、より一層社会参加することを目的に、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組みです。その実現のために、

- 可能な限り障害のある子どもと障害のない子どもが共に教育を受けられるように配慮すること
 - 障害のある子どもにとって最も適した教育内容及び学びの場を提供すること
 - 通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校における指導の充実を図ること
 - 障害のある子ども一人一人の状況に応じた「合理的配慮」(p.13参照)を提供すること
- などが求められています。

岡山県教育委員会では、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、特別支援教育をより一層充実させ、学校全体で組織的に取り組む支援体制の整備を図っています。



2 特別支援学校の教育

特別支援学校では、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、個別の教育的ニーズや障害の状態等に応じて、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づいた教育内容、方法により指導しています。学校施設・設備も障害や教育内容に合わせて整備しています。

視覚障害教育

学校名	通学区域
県立岡山盲学校	全 県

聴覚障害教育

学校名	通学区域
県立岡山聾学校	全 県

知的障害教育

学校名	通学区域等
県立岡山西支援学校	岡山市のうち次の中学校区(岡北(牧石小学校の旧牧山分校を除く。)、京山、石井、御南、吉備、中山、香和、高松、足守)
県立岡山東支援学校	岡山市のうち次の中学校区(東山、操山、操南、富山、竜操、高島、旭東、上南、岡北(牧石小学校の旧牧山分校区)、旭川学園入所者)
県立岡山南支援学校	岡山市のうち次の中学校区(岡山中央、桑田、岡輝、福浜、福南、芳泉、芳田、光南台、妹尾、福田、興除、藤田、灘崎)、玉野市、早島町《倉敷支援学校との調整区域》※ 高等部：倉敷市のうち東陽中学校区
県立岡山瀬戸高等支援学校	全 県
県立倉敷琴浦高等支援学校	全 県
県立倉敷まきび支援学校	○小学部・中学部・高等部(生活コース) 倉敷市のうち次の小学校区(万寿、中洲、中庄、菅生、庄、西阿知)及び次の中学校区(玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備)、総社市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町、ももその学園入所者《倉敷支援学校との調整区域》※ ○小学部・中学部・高等部(生活コース) 倉敷市のうち次の小学校区(倉敷東、倉敷西、老松、万寿東、大高、倉敷南、中島、旭丘、連島北) ○高等部(職業コース)★ 全県
県立西備支援学校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
岡山県健康の森学園支援学校	全 県
県立東備支援学校	岡山市のうち次の中学校等区(西大寺、上道、山南学園、瀬戸)、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
県立誕生寺支援学校	○小学部・中学部・高等部(生産コース) 津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、津山ひかり学園ひかりの風入所者、岡山市のうち御津、建部中学校区、吉備中央町のうち旧加茂川町 ○高等部(職業コース)★ 全県
倉敷市立倉敷支援学校	倉敷市のうち次の小学校区(倉敷東、倉敷西、老松、万寿東、大高、葦高、倉敷南、中島、粒江、旭丘、連島北)及び次の中学校等区(多津美、東陽、福田、福田南、水島、連島、連島南、味野、下津井学園、児島、琴浦、郷内)
岡山大学附属特別支援学校	独自の募集要項に基づいて児童生徒を募集しています。

肢体不自由教育

学校名	通学区域等
県立岡山支援学校	全県 旭川療育園・旭川児童院入所者
県立岡山東支援学校	岡山市のうち次の中学校等区(岡山中央、岡北、京山、石井、桑田、岡輝、福浜、福南、芳泉、東山、操山、操南、富山、御南、芳田、光南台、竜操、高島、旭東、西大寺、上南、山南学園、香和、上道、瀬戸)、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
県立倉敷まきび支援学校	倉敷市のうち次の中学校区(玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備)、総社市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町
県立西備支援学校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
県立早島支援学校	岡山市のうち次の中学校区(中山、高松、吉備、妹尾、福田、興除、足守、藤田、灘崎)、倉敷市(玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備中学校区を除く。)、玉野市、早島町
県立誕生寺支援学校	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町、岡山市のうち御津、建部中学校区、吉備中央町のうち旧加茂川町

病弱教育

学校名	通学区域等
県立早島支援学校	全 県
県立早島支援学校(派遣学級)	南岡山医療センター「つくし病棟」入院者

訪問教育

学校名	訪問区域等
県立岡山支援学校	旭川児童院入所者
県立岡山西支援学校	岡山市のうち旭川以西(御津、建部、灘崎中学校区を除く。)
県立岡山東支援学校	岡山市のうち旭川以东(西大寺、上道、山南学園、瀬戸中学校等区を除く。)及び御津、建部中学校区、吉備中央町のうち旧加茂川町
県立倉敷まきび支援学校	倉敷市のうち次の中学校区(玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備)、総社市、高梁市、吉備中央町のうち旧賀陽町
県立西備支援学校	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
岡山県健康の森学園支援学校	新見市、真庭市、新庄村
県立東備支援学校	岡山市のうち次の中学校等区(西大寺、上道、山南学園、瀬戸)、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
県立早島支援学校	倉敷市(玉島東、玉島西、玉島北、黒崎、船穂、真備東、真備中学校区を除く。)、玉野市、早島町、岡山市のうち灘崎中学校区
県立誕生寺支援学校	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

※倉敷支援学校との調整区域とは、希望により当該学校又は倉敷支援学校へ通学できる区域。★倉敷まきび支援学校及び誕生寺支援学校の高等部は、職業コースのみ通学区域を全県とする。

2-(1) 視覚障害教育

視覚に障害がある児童生徒を対象として、点字を用いたり、文字や絵図を拡大したり、具体物を触察したりするなど、工夫と配慮のもとに、各教科等の学習や自立に向けた専門的な教育を行っています。



小・中学部：交流及び共同学習



高等部本科普通科：自立活動

高等部本科普通科においては、障害の程度やニーズに応じ、各教科等の学習や自立と社会参加に向けた支援を行っています。本科保健医療科、専攻科理療科、専攻科保健医療科においては、あん摩マッサージ指圧師・はり師・灸師国家試験受験資格取得のための職業教育を行っています。

学校名	住 所	電話番号	設置する部	備 考
県立 岡山盲学校	〒703-8235 岡山市中区 原尾島4-16-53	086 272-3165	小学部・中学部 本科普通科 本科保健医療科 専攻科理療科 専攻科保健医療科	専攻科への入学は高等学校(高等部)卒業資格が必要です。 寄宿舍設置

2-(2) 聴覚障害教育

聴覚に障害のある幼児児童生徒を対象として、補聴器・人工内耳などを利用して話し言葉の習得を促したり、様々なコミュニケーション手段を有効に活用する力を身に付けたりするためのきめ細かな指導や自立に向けた専門的な教育を行っています。



幼稚部：朝の会(口形文字)



高等部：国語(絵本の読み聞かせ)

高等部本科においては、障害の程度やニーズに応じ、実態に合わせた自立と社会参加への支援を行うために、総合デザイン科(産業デザインコース、ファッション・ヘアデザインコース)と普通科(職業コース、基礎生活コース)の2学科4コースを設置し、進学・就職等の多様な進路に対応しています。

学校名	住 所	電話番号	設置する部	備 考
県立 岡山聾学校	〒703-8217 岡山市中区 土田51	086 279-2127	幼稚部・小学部・中学部 本科普通科 本科総合デザイン科 専攻科理容科	専攻科への入学は高等部本科理容科又は高等部本科総合デザイン科ファッション・ヘアデザインコースハア系※卒業資格が必要です。 寄宿舍設置

※R9年度以降の入学生は選択できない。

2-(3) 知的障害教育

知的発達に遅れのある児童生徒を対象として、自立と社会参加に必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けることができるよう、一人一人の障害の程度や発達段階に応じて、生活に結び付いた内容を具体的な活動を通して学習できるようにしています。

高等部では、産業現場等における実習など、卒業後の職業生活に向けた学習もしています。



小学部：生活単元学習
(ICT活用)



高等部：コミュニティ
スクールの活動

学校名	住 所	電話番号	設置する部	備 考
県立 岡山西支援学校	〒700-0951 岡山市北区田中579	086 243-4535	小学部・中学部・ 高等部(本科普通科)	
県立 岡山東支援学校	〒703-8216 岡山市東区宍甘1018	086 279-3020	小学部・中学部・ 高等部(本科普通科)	
県立 岡山南支援学校	〒701-0212 岡山市南区内尾721-3	086 298-1090	小学部・中学部・ 高等部(本科普通科)	
県立岡山瀬戸 高等支援学校	〒709-0854 岡山市東区瀬戸町江尻1326	086 952-5633	高等部(本科職業科)	
県立倉敷まきび 支援学校	〒710-1301 倉敷市真備町箭田4682-1	086 697-1233	小学部・中学部・ 高等部(本科普通科)	
県立倉敷琴浦 高等支援学校	〒711-0903 倉敷市児島田の口1-1-16	086 477-9301	高等部(本科職業科)	
県立 西備支援学校	〒714-0071 笠岡市東大戸5075-1	0865 63-1603	小学部・中学部・ 高等部(本科普通科)	
岡山県健康の森 学園支援学校	〒718-0313 新見市哲多町大野2034-5	0867 96-2995	小学部・中学部・ 高等部(本科普通科)	寄宿舎設置
県立 東備支援学校	〒705-0013 備前市福田637	0869 66-8501	小学部・中学部・ 高等部(本科普通科)	
県立 誕生寺支援学校	〒709-3603 久米郡久米南町山ノ城110-2	086 728-2321	小学部・中学部	寄宿舎設置
弓削校地	〒709-3612 久米郡久米南町上弓削1657-1	086 728-2828	高等部(本科普通科)	
倉敷市立 倉敷支援学校	〒710-0036 倉敷市粒浦388-1	086 425-4611	小学部・中学部・ 高等部(本科普通科)	
岡山大学附属 特別支援学校	〒703-8282 岡山市中区平井3-914	086 277-7431	小学部・中学部・ 高等部(本科普通科)	

〔職業コース〕

倉敷まきび支援学校と誕生寺支援学校の高等部に職業コースを設置しています。職業コースでは、専門教科の学習や実習等の職業教育に重点を置き、就労による社会自立を目指しています。

倉敷まきび支援学校	流通サービス フードサービス
誕生寺支援学校	流通サービス 環境サービス



流通サービス



環境サービス

〔高等支援学校〕

知的障害が比較的軽度な生徒を対象として、就労による社会自立を目指す高等部単独の特別支援学校2校では、卒業後の就職に向けたより実践的な学習を行っています。



ものづくりコース



福祉コース



環境サービスコース



家政コース

	コース名	コース別内容	共通内容
岡山瀬戸	ものづくり	木材加工、機械整備、草花栽培など	清掃：清掃業務 接客・マナー：接客、身だしなみ、言葉遣い、電話応対等 職業：進路選択、社会資源の活用等
	流通サービス	物流、卸売り、小売り、バックヤード業務など	
	食 品	食品加工、食品製造、接客など	
	福 祉	介護・介助など	
倉敷琴浦	流通サービス	物流、卸売り、小売り、バックヤード業務など	接遇実習：接客、身だしなみ、言葉遣い、電話応対等 受託作業：地元企業等と連携した校内での実践的な学習
	環境サービス	ビル・住宅等の清掃、公園等の緑化環境の維持・管理など	
	家 政	被服製作など	

2-(4) 肢体不自由教育

身体に障害がある児童生徒を対象として、教科の学習のほか、身体の動きやコミュニケーション等に関する教育を行っています。

手すりやスロープ・エレベーターの設置など、施設・設備にも配慮しています。

また、たんの吸引、経管栄養、導尿などが必要な児童生徒に対して、看護師や教員による日常的な医療的ケアを実施しています。



小学部：交流及び共同学習



中学部：美術

学校名	住 所	電話番号	設置する部	備 考
県立岡山支援学校	〒703-8207 岡山市北区祇園866	086 275-1010	小学部・中学部・高等部(本科普通科)	寄宿舍設置
県立岡山東支援学校	〒703-8216 岡山市東区宍甘1018	086 279-3020	小学部・中学部・高等部(本科普通科)	
県立倉敷まきび支援学校	〒710-1301 倉敷市真備町箭田4682-1	086 697-1233	小学部・中学部・高等部(本科普通科)	
県立西備支援学校	〒714-0071 笠岡市東大戸5075-1	0865 63-1603	小学部・中学部・高等部(本科普通科)	
県立早島支援学校	〒701-0304 都窪郡早島町早島4063	086 482-2131	小学部・中学部・高等部(本科普通科)	
県立誕生寺支援学校	〒709-3603 久米郡久米南町山ノ城110-2	086 728-2321	小学部・中学部・高等部(本科普通科)	寄宿舍設置

2-(5) 病弱教育

慢性の疾患や身体虚弱のため、医療や生活規制が必要な児童生徒を対象として、病院等との連携を密にしながら、各教科等の学習のほかに、健康状態の回復や改善のために必要な学習を行っています。



小学部：ボランティアとの交流



高等部：県立博物館
オンライン見学

学校名	住所	電話番号	設置する部
県立 早島支援学校	〒701-0304 都窪郡早島町早島4063	086 482-2131	小学部・中学部・ 高等部（本科普通科）

2-(6) 訪問教育

訪問教育は、障害の程度が重度であるため、学校へ通学して教育を受けることの困難な児童生徒のいる家庭や病院・施設に教員が出向いて行う教育です。次の特別支援学校で行っています。

県立岡山支援学校
 県立岡山西支援学校
 県立岡山東支援学校
 県立倉敷まきび支援学校
 県立西備支援学校
 岡山県健康の森学園支援学校
 県立東備支援学校
 県立早島支援学校
 県立誕生寺支援学校

- 訪問回数と時間
原則として週3回、1回2時間
- 指導場面
家庭や病院等における指導のほか、学校に行き友達と一緒に活動する「スクーリング」も行っています。



小学部：自立活動



中学部：自立活動

2-(7) 寄宿舎

遠距離で通学が困難な幼児児童生徒のために寄宿舎を設置しています。寄宿舎では、家庭的な雰囲気の中で集団生活を通して、基本的な生活習慣や社会性が身に付くよう、寄宿舎指導員や舎監が日常生活全般について指導しています。次の特別支援学校に設置しています。



生活指導



学習会(ICT活用)

- 県立岡山盲学校
- 県立岡山聾学校
- 県立岡山支援学校
- 岡山県健康の森学園支援学校
- 県立誕生寺支援学校

3 幼稚園等、小・中学校、高等学校等における特別支援教育

幼稚園等、小・中学校、高等学校等では、通常の学級を含め、学校園全体で特別支援教育に取り組んでいます。それを推進するために特別支援教育コーディネーターの指名や校（園）内委員会の設置、個別の教育支援計画等の作成・活用など、校（園）内支援体制の整備に努めています。

小・中学校では、障害の状態に応じ、特別な場での教育を受ける必要がある児童生徒には、特別支援学級や「通級による指導」での指導等、多様な学びの場での指導を行っています。

また、通常の学級に在籍する特別な指導・支援を必要とする児童生徒には、特別支援学校で行われている自立活動の内容等を参考にし、その状態に応じた適切な支援等を行っています。



特別支援教育コーディネーター

- 保護者からの相談窓口
- 校（園）内外との連絡・調整

岡山県教育委員会では、市町村教育委員会や教職員向けのリーフレットを作成し、連続性のある多様な学びの場のさらなる充実に取り組んでいます。



校（園）内委員会

- 実態把握
- 校（園）内研修の実施
- 個別の教育支援計画等の作成

関係機関

医療、保健、福祉、労働、特別支援学校、相談機関 等

3-(1) 幼稚園等における特別支援教育の様子

発達障害等の可能性のある幼児を的確に把握し、個に応じた指導・支援を早期から適切に開始することにより、特別な支援を必要とする幼児の集団への適応力を高め、就学後の学校において落ち着いて学習に取り組めるようにしています。

また、岡山盲学校には「たんぽぽ親子教室」、岡山聾学校には「乳幼児教室」が設置されており、早期から障害のある幼児の支援を行っています。



市での職員研修

3-(2) 小・中学校の通常の学級における特別支援教育の様子

通常の学級に、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している場合には、一人一人の特性に応じた指導が求められています。その際、授業に集中しやすい学習環境を整えたり、どの児童生徒も活躍し、発言できる場を設定したりしています。また、特別な支援を必要とする児童生徒だけではなく、全ての児童生徒に分かりやすい授業を目指しています。



小学校：国語（視覚支援）



中学校：学級活動

3-(3) 小・中学校の「通級による指導」の様子

「通級による指導」（通称、「通級指導教室」）では、言語障害、情緒障害、聴覚障害、学習障害、自閉症、注意欠陥多動性障害など、通常の学級に在籍する軽度の障害がある児童生徒が、大半の授業を通常の学級で受けながら、障害の状態に応じて週1～8時間の特別の指導を個別又は少人数で受けています。



小学校



中学校

3-(4) 小・中学校の特別支援学級の様子

小・中学校の特別支援学級では、障害の程度が比較的軽い児童生徒の自立と社会参加を図るために、一人一人の児童生徒の障害の状態や特性等に配慮しながら指導をしています。障害の種類に応じて、次の特別支援学級を設置しています。

- 弱視特別支援学級
- 難聴特別支援学級
- 知的障害特別支援学級
- 肢体不自由特別支援学級
- 病弱・身体虚弱特別支援学級（院内学級を含む）
- 自閉症・情緒障害特別支援学級



知的障害特別支援学級



病弱・身体虚弱特別支援学級（院内学級）

県内のいくつかの病院には院内学級が設置され、入院中の児童生徒が学習できるようにしています。

3-(5) 高等学校における特別支援教育の様子

高等学校では、中学校との情報の引継ぎ、特別支援教育の観点を取り入れた授業づくり、進路を見据えた指導・支援を行い、校内支援体制の充実を図っています。また、平成30年度から、特別支援学校の領域である「自立活動」を取り入れた「通級による指導」を行っている学校があります。



通級による指導

4 交流及び共同学習の充実

誰もがお互いに人格と個性を尊重し合える共生社会の実現、地域での豊かな生活の実現のため、交流及び共同学習を推進しています。中でも、特別支援学校に在籍する児童生徒が、自分の住んでいる地域の小・中学校で、その学校に在籍する児童生徒と共に学習を行う居住地校交流は、居住する地域での豊かな生活の実現に向けても大切な活動です。岡山県教育委員会では、地域の仲間としてのつながりをより強めるため、居住地の小・中学校に「交流籍」を設け、本人・保護者の合意の下、交流籍を活用した居住地校交流を進めています。

岡山県教育委員会では、特別支援学校や小・中学校の保護者向けのリーフレットを作成し、居住地校交流の充実に取り組んでいます。

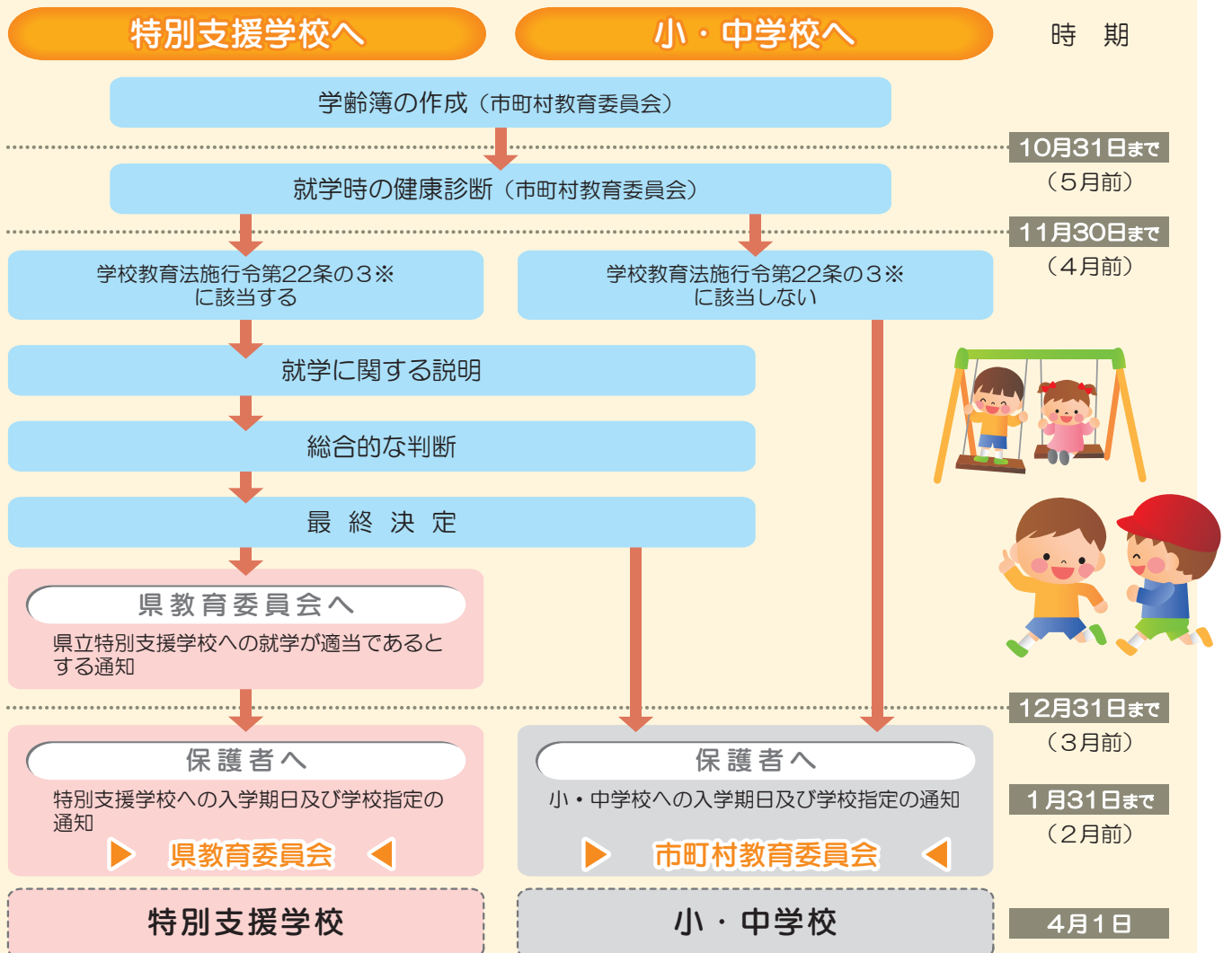


5 就学にあたって

障害のある子どもの就学については、市町村教育委員会等で就学相談を行っています。市町村教育委員会は、保護者及び教育学、医学、心理学等の専門的知識のある方の意見を聴き、地域や学校の状況、支援すべき内容、本人の意見等を総合的に考慮し、適切な就学先を決定します。

適切な就学には、早期からの教育相談や学校見学等を行うことが大切です。

5-(1) 就学までの手続き



※特別支援学校で教育する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、学校教育法施行令第22条の3で規定されています。

5-(2) 学びの場の柔軟な見直し

就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学びの場が全て決まってしまうものではありません。子どもの発達の程度、適応の状況、学校の環境等を勘案しながら、柔軟に転学等ができることを、関係者は共通理解することが重要です。そのため、定期的に教育相談や個別の教育支援計画等に基づく関係者による会議などを行い、必要に応じて就学先を変更できるようにしていくことが必要です。

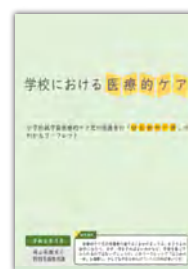


教職員用



保護者用

岡山県教育委員会では、リーフレットを作成し、就学についての情報をお知らせするとともに、適切な就学ができるよう働きかけています。



医療的ケア児の保護者用

5-(3) 学校教育法施行令第22条の3に定める障害の程度とは

特別支援学校に就学できる障害の程度のことをいい、それぞれの障害ごとに次のように示されています。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

6 教育相談窓口

岡山県総合教育センター

加賀郡吉備中央町吉川7545-11

面接相談（予約制）・・・TEL (0866) 56-9106 月・火・水・金 9:00~12:00 13:00~16:00
電話相談・・・TEL (0866) 56-9115 月・火・水・金 9:00~12:00

特別支援学校

各特別支援学校において随時相談に応じるほか、学校公開、体験入学等も行っています。詳しくは、各学校へお問い合わせください。岡山県教育庁特別支援教育課ホームページにも各校の予定を掲載しています。

長期療養児教育サポート窓口

小児がんや難病の治療のために長期療養をしている児童生徒等への学習・復学支援の一環として開設された窓口です。

岡山県教育委員会 TEL (086) 226-7912

相談受付時間・・・祝日・休日を除く月曜日から金曜日まで 8:30~12:00、13:00~17:15

その他の主な相談機関

相談機関	所在地	電話	相談機関	所在地	電話
岡山県中央児童相談所	岡山市北区南方2-13-1 岡山県総合福祉・ボランティア NPO会館(きらめきプラザ)内	(086) 235-4152	岡山県津山児童相談所	津山市山北288-1	(0868) 23-5131
岡山県倉敷児童相談所	倉敷市美和1-14-31	(086) 421-0991	岡山市 こども総合相談所	岡山市北区鹿田町1-1-1	(086) 803-2525
岡山県倉敷児童相談所 高梁分室	高梁市落合町近似286-1 備中県民局高梁地域事務所内	(0866) 21-2833	おかやま発達障害者 支援センター	岡山市北区祇園866	(086) 275-9277
岡山県倉敷児童相談所 高梁分室新見相談室	新見市高尾2400 備中県民局新見地域事務所内	(0865) 69-1680	おかやま発達障害者 支援センター-県北支所	津山市山下53	(0868) 22-1717
岡山県倉敷児童相談所 井笠相談室	笠岡市六番町2-5	(086) 236-0051	岡山市発達障害者 支援センター	岡山市北区春日町5-6 岡山市勤労者福祉センター1階	(086) 236-0051

7 指導・支援を充実するために

各学校園では、家庭・福祉・医療等関係機関との連携を図り、幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うための個別の教育支援計画や、児童生徒等一人一人の実態を把握・共有し、校（園）内で適切な指導を行うための個別の指導計画の作成、活用を推進しています。

また、岡山県教育委員会では、ガイドブックやハンドブックを刊行し、特別支援教育の充実や教員の指導力向上に取り組んでいます。



幼稚園・保育所・認定こども園における特別支援教育充実ガイドブック



【改訂版】通常学級の特別支援教育ガイド



高等学校管理職のための特別支援教育校内支援体制整備ガイドブック

8 合理的配慮について

障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされます。公立学校等においても、障害を理由とする差別を解消するための「合理的配慮」の提供が義務化されています。

「合理的配慮」とは障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- ①学校の設置者及び学校が**必要かつ適当な変更・調整**を行うこと
- ②障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要**とされるもの
- ③学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**

と定義されています。

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」から

上記の定義を踏まえ、本人・保護者と発達段階を考慮しつつ合意形成を図り、その内容や合意形成の過程を含めて**個別の教育支援計画等に明記**することが重要です。就学を決定する際にも、できる限り市町村教育委員会や就学する学校と合意形成を図ることが大切です。

パンフレット 共生社会の実現に向けた「障害者差別解消法と合理的配慮」

平成28年3月 岡山県教育庁特別支援教育課編 から

Q

本人・保護者から意思の表明のあった合理的配慮については、全て提供しなければなりませんか。



共生社会の実現に向けた「障害者差別解消法と合理的配慮」



A

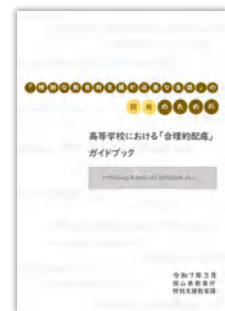
合理的配慮の提供にあたっては、過重な負担に当たると判断される場合は、提供できないこともあります。その場合は、引き続き、十分な情報提供を行うとともに、代替の合理的配慮等について合意形成を図っていくことが重要です。

合意形成した内容は、個別の教育支援計画等に記入し、引継ぎを行ってください。

学校教育分野においては、障害のある方の意思の表明の有無に関わらず、その障害のある子どもが十分な教育を受けられるかどうかの視点から、子どもの障害の状態等の把握に努めることが必要です。

また、岡山県教育委員会では、合理的配慮の提供に係る基本的な知識や手続き等について、物語仕立てのやりとりを通して学ぶことができるガイドブックを作成しています。

高等学校だけでなく、他の学校種においても参考になる内容となっていますので、要点をまとめた巻末資料（サマリー）等とあわせて、ぜひ御活用ください。



高等学校における「合理的配慮」ガイドブック

9 岡山県の特別支援教育の現状

ア 特別支援学校の幼児児童生徒数（国立含む）

（令和8年5月1日現在）

		幼稚部	小学部	中学部	高等部	専攻科	合計
県立岡山盲学校	視覚障害	—	2	5	11	8	26
県立岡山聾学校	聴覚障害	4	16	11	11	—	42
県立岡山支援学校	肢体不自由	—	31	23	21	—	75
県立岡山西支援学校	知的障害	—	67	40	62	—	169
	肢体不自由	—	18	17	14	—	
県立岡山東支援学校	知的障害	—	80	47	83	—	259
県立岡山南支援学校	知的障害	—	104	49	81	—	234
県立岡山瀬戸高等支援学校	知的障害	—	—	—	117	—	117
県立倉敷まきび支援学校	知的障害	—	131	58	162	—	386
	肢体不自由	—	19	7	9	—	
県立倉敷琴浦高等支援学校	知的障害	—	—	—	62	—	62
県立西備支援学校	知的障害	—	33	29	34	—	118
	肢体不自由	—	15	4	3	—	
岡山県健康の森学園支援学校	知的障害	—	17	18	21	—	56
県立東備支援学校	知的障害	—	64	31	43	—	138
県立早島支援学校	病弱	—	5	5	14	—	122
	肢体不自由	—	43	21	34	—	
県立誕生寺支援学校	知的障害	—	81	54	100	—	260
	肢体不自由	—	10	8	7	—	
県立計		4	736	427	889	8	2,064
倉敷市立倉敷支援学校	知的障害	—	115	61	95	—	271
岡山大学附属特別支援学校	知的障害	—	18	17	24	—	59
合計		4	869	505	1,008	8	2,394

イ 特別支援学級の設置状況及び児童生徒数

（令和8年5月1日現在）

学校	小学校			中学校			合計		
	設置校数	学級数	児童数	設置校数	学級数	生徒数	設置校数	学級数	児童生徒数
弱視	1	1	1	1	1	1	2	2	2
難聴	4	4	15	4	4	8	8	8	23
知的障害	263	350	1,715	123	158	724	386	508	2,439
肢体不自由	1	1	1	0	0	0	1	1	1
病弱・身体虚弱	3	4	15	3	4	19	6	8	34
自閉症・情緒障害	287	694	3,937	128	267	1,480	415	961	5,417
合計	※316	1,054	5,684	※136	434	2,232	※452	1,488	7,916

※設置校数合計については、1校に複数の障害種の学級を設置しているため、各区分の合計となっていない。

※義務教育学校（前期課程）を小学校に、義務教育学校（後期課程）を中学校に含める。

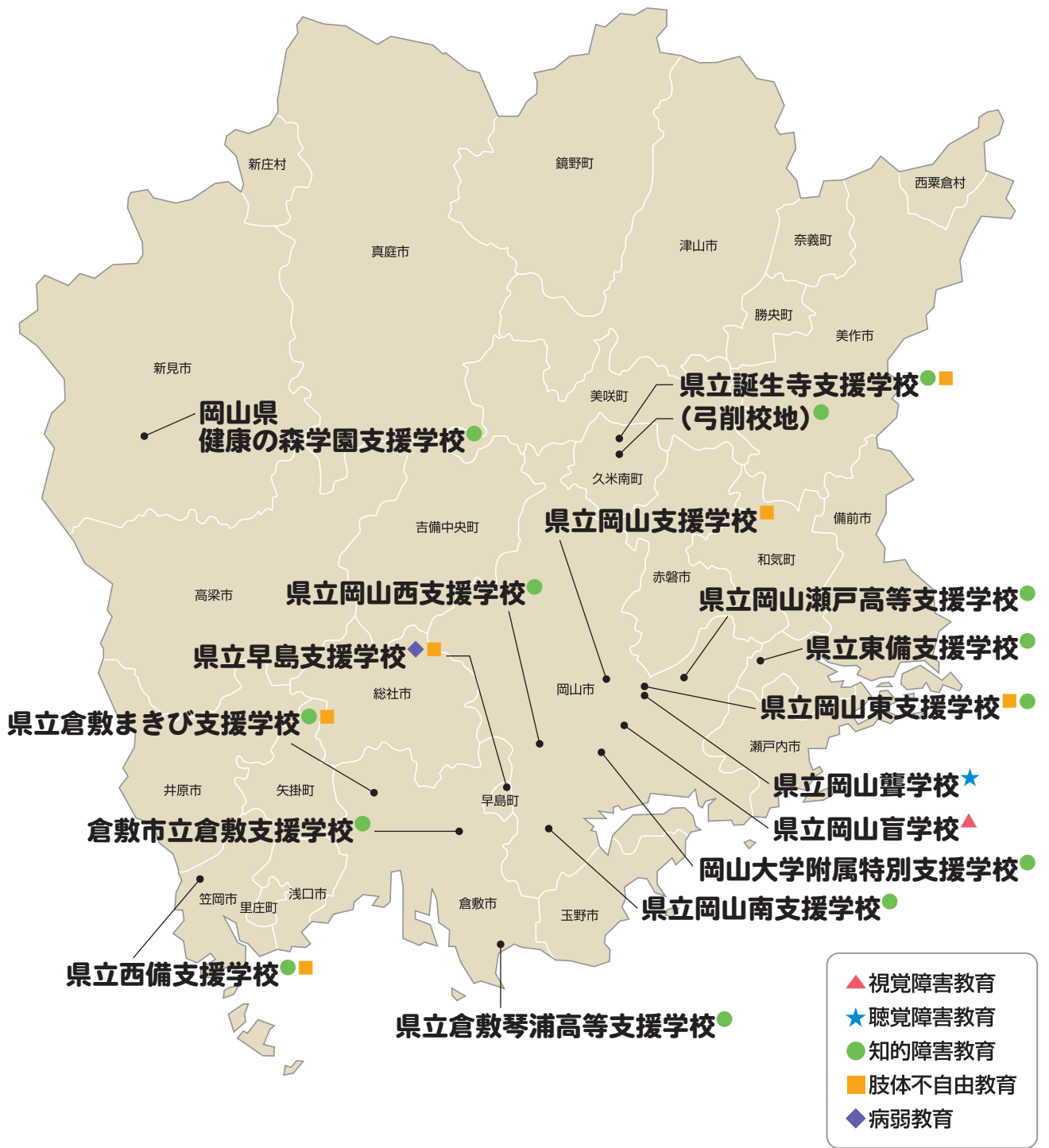
ウ 通級指導教室の状況及び児童生徒数

（令和8年5月1日現在）

		教室数	児童生徒数			合計
			自校通級	他校通級	巡回指導	
小学校	言語障害	61	277	530	15	822
	情緒障害	131	818	966	143	1,927
	難聴※	2	0	18	0	18
	自閉症	9	71	59	3	133
	小計	203	1,166	1,573	161	2,900
中学校		24	92	152	110	354
高等学校		13	50	0	9	59
合計		240	1,308	1,725	280	3,313

※岡山聾学校における他校通級1教室5人を含む。

10 岡山県内の特別支援学校の配置図



資料に関するお問い合わせ先

岡山県教育庁特別支援教育課

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
 TEL (086) 226-7912(直通) FAX (086) 224-0612
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/147/>



※この資料は、県教育庁特別支援教育課ホームページからダウンロードできます。